

第 23 回 京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：令和 2 年 7 月 31 日（金）午後 3 時から

（開始）

○事務局（山村室長）

定刻になりましたので、ただ今から第 23 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

この間の新型コロナウイルス感染症の関係で、本会議の開催について検討もいたしました。日程調整等の関係でも大変御迷惑をお掛けいたしました。改めてお詫び申し上げます。

今の状況は、また少し感染された方が増えてきてございますが、この開催をお願いした時点では少し落ち着いてきたところでした。椅子の間隔を空け、ソーシャルディスタンスにも配慮しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、お手元に配布しております資料ですが、前回委員会の了解事項と議事録については、既に宮川委員長に御了解を頂いたうえで、当室のホームページで公表をさせていただいておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

また、夏のエコオフィス運動で、軽装で取り組んでいるところでございます。御了解いただきたいと思います。

それでは、早速でございますが、議事の進行につきまして、宮川委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮川委員長

それでは、始めさせていただきます。

本日、全ての委員に御出席いただいております。ありがとうございます。

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第 5 条第 3 項の規定によって、定足数、過半数を満たしておりますので、この会議が有効に成立していることを最初に確認させていただきます。

それでは早速ですが、議事に移らせていただきます。

本日は報告事項が 1 件ありますので、事務局からお願いいたします。

○事務局（伊藤課長）

事務局を務めさせていただいております共生社会推進室事業調整担当課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着席にて御説明申し上げます。

早速ですが、資料の 1 ページ、右肩に資料 1 とある資料を御覧ください。

奨学金等返還事務の取組状況につきまして、令和2年3月末日現在でまとめたもので、令和1返還年度、令和元年10月から令和2年9月末までのちょうど半期が経過した時点での取組状況を報告するものでございます。

まず1、平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況についてでございます。

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況、人数ベースということで、表にまとめてございます。

この表は、左から2番目の「借受者」の欄の人数、1,404人、これが借受者の総数ですが、この方につきまして、その返還手続の状況を人数ベースでまとめたものでございます。

分類については、右に向かって、まず全体を完納等と手続中に分けたうえで、手続中の方の内訳を返還猶予、返還免除及び返還請求で示し、さらに返還請求の状況を返還済と未返還に分けたうえで、未返還をさらに滞納なしと滞納とに分けたものでございます。

各欄の人数の下に、構成比を記載しております。上からそれぞれ、借受者全体を100とした場合の構成比、手続中の者を100とした場合、返還請求中の者を100とした場合のそれぞれの構成比という形で記載しております。

それでは、各項目について御説明いたします。

まず、完納等ですが、従来は返還免除や返還請求にこの数字を含めておりましたが、返還の始期から既に20年を経過しておりまして、手続を終了する方が今後増えてくるため、前回の委員会の報告から、手続中の方と分けて把握して報告することとしたものでございます。

表の下注1を御覧ください。こちらに定義を記載しております。平成30返還年度までに完納または全部免除となり、令和1返還年度以降の対応が不要となった方の数でございます。表では71人、全体の5.1パーセントにあたる方となっております。

平成30返還年度末をもって完納等となった方は、今回の報告で反映をしておりまして、完納等の人数は、前回の報告から10人増加しております。

今、進行中の令和1返還年度まで手続中で、この9月末日をもって完納等になる方は、返還年度末時点の報告となる次回までは、この手続中のほうに含まれてまして、次々回の報告で完納等に反映されることになっております。

次に、手続中のうち、返還猶予につきましては、一人ということになっております。後ほど猶予の事由については御報告いたします。

次に、返還免除でございますが、返還免除は、1,041人ございまして、手続中の方のうち78.1パーセントを占めております。

具体的には、令和1返還年度に免除決定を受けられた方、それから平成30年度以前に、令和1返還年度分を含めて免除決定を受けておられる方の合計でございます。

表の下注2を御覧いただけますでしょうか。返還免除の中には、現在は免除の適用を受けていますが、過去の滞納分が残っており、それを返還中であるという方が一人含まれ

ております。

次に、返還請求の欄でございます。

返還請求は、291 人ございまして、手続中の方の 21.8 パーセントを占めております。

この返還請求というのは、手続中の方の中で、返還猶予にも返還免除にもならなかった方ということでございます。

返還請求の内訳は、返還済の方が 76 人。これは注 3 に記載のとおり、令和 1 返還年度分までを完納された方でございます。表の一番下の構成比にありますように、返還を要する方の 26.1 パーセント、およそ 4 分の 1 の方が、すでに今年度分の納付を済ませていることになっております。

また、未返還の方が 215 人いらっしゃいまして、そのうち 214 人が滞納なしとなっております。未返還で滞納なしというのは、納期限である 9 月末まで、まだ期間が残されていることによるものでございます。

滞納は一人ございまして、注 4 に記載のとおり、平成 30 返還年度分から滞納となり、令和 1 返還年度分も引き続き滞納されている方でございます。こういう方を滞納に計上しております。注 2 で分納誓約、過去の分を返還中の方がおられると申し上げましたが、その方と合わせて、実際の滞納者の数は、現在二人となっております。

次に（２）督促・催告の実施状況に進みたいと思います。

まず、恐れ入りますが、資料の 8 ページを御覧いただけますでしょうか。

参考 2 として、返還金を滞納された方への対応スケジュールをまとめているものでございます。

返還金が滞納となった場合の手続といたしましては、督促、催告及び特別催告を順次行いまして、最終的に法的措置を行うという流れになっております。それぞれの特別催告の措置については、資料の上部に書いてございますが、1 の（１）から（３）のところで、それぞれの説明を加えているところでございます。

説明文の下を図を御覧いただきたいのですが、この図の一番左の上の部分、太枠で囲まれた部分が御覧いただけるかと思います。今回の委員会で御報告いたしますのは、前回 9 月末時点の報告以降、3 月末までの取組でございまして、平成 30 年度からの新たな滞納者の方に対する督促と 1 回目の催告、そして、平成 29 返還年度からの滞納者に方に対しては 4 回目の催告、28 年度からの継続滞納者に対しましては 2 回目の特別催告が報告の対象となっております。

それでは、資料の 1 ページへお戻りください。

アの新規滞納分から申し上げます。

昨年 9 月末日の履行期限が経過しまして、新たに滞納となった平成 30 返還年度分の滞納者の方は 17 人いらっしゃいました。その後の納付勧奨を行うことによりまして、令和元年 12 月までに返還手続に応じていただけた方が 13 人いらっしゃいました。そのため、この 17 人から 13 人を除いた 4 人が督促の対象となっております。表の上段に記載のとおり、

令和元年 12 月 2 日付けで、滞納された 4 人の方に督促状を発行いたしました。その後、この 4 人のうち 3 人の方は返還に応じていただき、いずれも滞納金を完納されましたが、一人はこの督促に応じていただけずに引き続き滞納となり、表の下段に記載のとおり、本年 3 月に催告書を発行いたしました。しかし、これにも応じていただけていない状況がございまして、3 月末日時点で、引き続きまだ滞納となっております。上の（１）の表で御報告しました滞納者 1 名が、この方に当たるということでございます。

イの継続滞納分に移りますが、記載のとおり、平成 29 年度以前からの滞納者は、全て解消しておりますので、今回、継続滞納、先ほどの催告 4 回目、特別催告という対象になる方はいらっしゃいませんでした。

以上が督促・催告の実施状況でございます。

次に（３）今後の法的措置対象者の見込みに進みたいと存じます。

この点につきましては、この間、法的措置の対象となる見込みのある滞納者の方はおられないという報告を続けてきたところでございますが、こちらの記載にございますとおり、平成 30 返還年度滞納者である一人については、年当たりの返還額が 20 万円を超える方でございます。そのため、今後も返還手続を取られずに滞納を継続された場合、令和 3 返還年度分を滞納した段階で、滞納額が 50 万円を超えることとなり、法的措置の対象となってまいります。

今一度、資料の 8 ページを御覧いただけますでしょうか。法的措置に向けた流れを御説明申し上げたいと思います。

図の真ん中の部分を御覧いただきたいのですが、今回の滞納者を真ん中の図に当てはめてまいりますと、平成 30 返還年度分からの滞納でございますので、現年が平成 30 年 10 月から令和元年 9 月までの流れになります。報告現在は、翌年に当たることになります。令和 2 年 3 月に催告①まで進んだ段階でございまして、今後、6 月に催告②、9 月に催告③ということで進んでまいります。

次に、翌々年の列に入りまして、本年 12 月に催告④を行いまして、それでも滞納が解消されない場合は、来年 6 月に特別催告①を行うことになります。

さらに次は、明々後年の列に入りまして、令和 3 年 12 月に特別催告②を行うことになります。

仮にこの間、一切の納付がなかった場合、この段階で滞納額は 45 万円を超えることとなってまいります。そのため、このまま滞納が続けば、令和 4 年 9 月には 50 万円を超えることから、その前の同年 4 月からは、一番右の法的措置の図の流れに移ることとなりまして、令和 4 年 4 月に法的措置に向けた特別催告①、9 月に特別催告②を行います。9 月末の経過をもって滞納額が 50 万円を超えることになった場合、法的措置に向けて 11 月に最終催告を、12 月の監理委員会で法的措置に向けた御意見をお聞きしたうえで法的措置の通知を行い、これが最終の通告となってまいります。

今、申し上げました手順は、上の説明書きの 2 の（１）から（５）までに記載をしてい

るものでございます。そして、この法的措置の通知書の後、(6)にございますとおり、訴訟となる場合、地方公共団体は、訴えの提起について議会の議決が必要という規定が地方自治法にございますので、議会の手続を行います。

そして、訴訟以外の場合は、議会の審議を経る必要がございませんので、民事調停の申立て等を行っていくということになってまいります。

滞納された方が争う意思を明確にされていない場合は、この奨学金制度の趣旨から、まずは話し合いによる解決を目指すということをスタンスにしておきまして、民事調停を基本に検討していくことになると考えております。

法的措置対象者の見込みについての報告は以上でございます。

続いて、資料の2ページにお戻りください。

(4) 令和1 返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）でございます。

まず、表の下の「注」をご覧ください。

この表は、令和1 返還年度、昨年10月から今年9月までの分について、返還の猶予、免除又は返還請求のいずれかを行うものの件数と金額を示したものでございます。

平成30年度以前に完納又は全部免除となった方、つまり先ほどの(1)の表の完納等に該当する方は、この表には反映をされませんので、(1)の表の手続中に該当する方の件数ベースの状況を表したものとなっております。

まず対応件数でございます。

返還猶予、返還免除、返還請求のいずれかを行う必要がある総件数は、1,658件、金額にして1億2,685万8,000円でございます。

高校と大学は件数を分けてカウントし、両方の奨学金を利用されている方は2件とカウントするため、件数は人数よりも多くなっております。

次に返還猶予ですが、件数は2件でございます。先ほど一人と言っておりましたが、この方も2件の奨学金を利用されていますので、2件、金額にして13万2,000円でございます。

次に返還免除でございます。件数は、1,294件、金額にして9,781万5,000円でございます。

件数ベース、金額ベースとも、だいたい8割弱といったような率となっております。

今年度に返還免除を決定しただけでなく、先ほど(1)の人数ベースの表と同様に、過去に免除決定を受けていただいて、令和1 返還年度も免除期間が継続されている方の件数や金額もこの中には含まれています。

次に返還請求でございますが、件数は、362件、金額にして2,891万1,000円でございます。

こちらのほうは構成比で、おおよそ2割強というような率となっております。

返還請求の内訳は、収入が83件で1,460万8,000円、未収入が279件で1,430万3,000

円でございます。

金額ベースで見てまいりますと、返還を要する額の 50.5 パーセントが、既に納付されているということでございます。

次に、表の下にお進みいただきたいのですが、まず返還猶予の内訳でございます。

返還猶予は、2 件とも同じ借受者の方で、在学を理由とするものでございました。大学に入学されたということで、在学の猶予を適用したというものでございます。

次に返還免除の内訳ですが、1,294 件全てが、所得が基準以下であったことによるものでございました。

次に履行期限の延長の状況でございます。

履行期限の延長とは、所得が免除基準である生活保護基準の 1.5 倍以下には該当しないため返還免除とはならないものの、経済的な負担に配慮をいたしまして、総返還金額は変更せずに、返還期間を延長することによって、1 年当たりの返還金額を最大半額にするという措置を採っているものでございます。

履行期限延長の件数は、返還請求 362 件の内数で、所得が基準以下のためが 29 件、24 人となっております。その他、特別な事情による延長というものはございません。

令和 1 返還年度分の多数の免除明けがございまして、返還請求の対象は増加しているわけですが、この履行期限の延長の制度の利用は減少傾向となっております。

次に 2、平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況について御報告いたします。

平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権につきましては、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第 3 条第 1 項の規定により、一律に返還を免除することとされております。免除の決定は、平成 19 返還年度分以降、履行期限が到来した債権ごとに毎年行っているものでございます。

また、お亡くなりになった借受者の方につきましては、判明した時点で、条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定により、死亡者免除として返還残額の全額を一括して免除しております。まず、免除決定の対象総額は、(1) のとおり、18 億 3,403 万 5,630 円となっております。そのうち、今回の決定につきましては、(2) のとおり、6,088 万 4,730 円でございます。

その下のアと、次のページ冒頭のイは、それぞれ、条例に基づく期限到来による一律免除と、借受者がお亡くなりになった場合の残額の一括免除の状況でございます。

今回の免除は、全てアの期限到来による一律免除でございまして、イの死亡による免除は該当がございませんでした。

最後に (3) に記載のとおり、これまでの免除決定の総額は 17 億 4,161 万 6,260 円となっております。対象額の約 95 パーセントまでが手続を終えたということになっております。

それでは、4 ページへお進みください。

「(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (令和 2 年 3 月末日現在)」と題す

る資料でございます。

平成 13 年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況ですが、先ほど、2 ページの (4)、件数ベースの表という形で報告した内容の、平成 19 年度から平成 30 年度までの過去のストックの情報を、4 ページから 5 ページにかけて一覧としてまとめてあるものでございます。

前回、御報告申し上げました時には、平成 24 から 26 の返還年度に、未収入の件数や金額がありましたが、今回の報告では平成 26 返還年度の 1 件、1 万 4,000 円を除きまして、こちらの未収入は解消しております。

前回の委員会で御承認をいただいた特別猶予を行いました結果、猶予の対象である 24、25 両年度の未収の一部が返還猶予に移行いたしました。また、24 年度から 26 年度の滞納分について分納誓約をされていた方の納付が進んだことによって、こちらの金額もなくなったということで、今御覧のような状況になったものでございます。

また、5 ページになりますが、平成 30 返還年度に未収入 1 件が挙がっておりますが、先ほどから触れている滞納者の方に係るものでございます。

続きまして、5 ページの下半分ですが、これまでに返還猶予を行った事由別の内訳の件数でございます。

前回の報告からは、既に経過をしました平成 30 返還年度分の情報がこちらに追加になっているのと、前回、御承認いただきました特別猶予を決定したことにより、対象である 24、25 両年度の特別な事情による猶予の件数が、それぞれ 2 件ずつ増加しております。

続いて、6 ページにお進みください。上の表ですが、これまでにを行った返還免除の事由別の内訳の件数でございます。こちら、前回御報告しました平成 30 返還年度分の情報がこちらへ移ってきております。

こちらにつきましては、所在不明の 1 件というものが御覧いただけるかと思いますが、前回の御報告時には、ここは 0 件でございました。所在不明による免除といいますのは、9 月末の返還年度が終了し、10 月になって調査を行っても、引き続き、所在不明のまま経過しているということを確認し、免除するという事務を行っております。こちらに移ってくる段階で、免除 1 件が追加になっております。

6 ページの後段、2 の表にございますが、こちらは先ほど御報告しました条例に基づく一律免除の状況について、過去の平成 19 年度から平成 30 年度までの数字を、一覧としてまとめたものを、6 ページから 7 ページにかけて表として記載しております。6 ページの (1) の表が一律免除、7 ページの (2) の表が死亡による免除の状況となっております。

それでは次に、8 ページは先ほど御説明申し上げましたので、9 ページにお進みいただけますでしょうか。

参考 3、平成 26 返還年度に免除決定を受けた借受者に係る奨学金等の返還手続の状況について御報告を申し上げます。

平成 26 返還年度に返還免除となった方が多数いらっしゃいますが、この方々につきまし

て、免除期間5年が平成30返還年度をもって満了することに伴い、改めて返還の手続をしていただくことについて、昨年6月以降、手続の案内、相談、申請に対する審査等に取り組んでまいりました。申請の期限がこの9月末となっておりましても、今回は、この3月末時点の状況を御報告いたします。

1、令和2年3月末時点の返還手続の状況の表を御覧ください。

手続の対象者は、905人となっております。このうち、既に免除の申請をいただき、免除決定までが済んでいる方は、740人となっており、一方、判定の結果、免除とならなかった、いわゆる非免除の方は、110人でございます。

そして、3月末の時点で免除判定に関する書類等が提出されて、判定中であった方は、4人でございます。

これらを合わせた計854人、全体の94.4パーセントまで、取組は進捗してきております。

一方、現在、3月末時点で未申請の方は、51人、5.6パーセントとなっております。

参考の表は、前回の報告時の数値でございます。こちらの説明は省略させていただきます。

次に2、今後の進め方についてでございます。

返還免除の申請期間が9月末となっております。この9月末に向けまして、未申請の方に対しては、引き続き粘り強く対応してまいるところでございます。

そして、判定の結果、非免除となった方については、納期限が9月末ですので、未納である方に対しまして納付勧奨を行っていくなど、期限内の納付が確実に行われるように取り組んでまいりたいと考えております。

下の表、※印のところですが、未申請の方やまだ手続について何もアクションを起こしておられない方の状況でございます。

上の2段が当方から接触中の方で、世帯や所得の状況を把握済みである方が24人で、この方は、3月末現在で、書類は提出待ちという状態でございます。

そして、まだ状況が把握できていない方が24人ございました。

下の2段が3月末現在で接触できていないという状況の方で、所在は判明しているものの、接触ができていないという方が二人、所在が分からないという方が一人という状況でございます。

現在7月ですので、この御報告の時点より進展しておりますが、本日は3月末の状況の御報告ということで、このような状況でございます。

引き続き9月末の期限に向けて、手続をきちんと行っただけのように、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは、資料1の説明につきましては、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○宮川委員長

ありがとうございました。

それでは、今、御報告いただいた事項につきまして、委員の皆様方、何か御質問等、ございますでしょうか。

○木田委員

御説明ありがとうございました。

3点ありますけれども、一つ目は少し細かい話になるかもしれませんが、4ページ、5ページの平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況のところ、返還請求されて、未収入になっているところが順調に減ってきているというところで、御対応いただいているという風に理解させていただいていいのかなと思っております。

御説明で、平成24年度、25年度については、前回の特別猶予にさせていただいたということでございましたけれども、平成26年度の部分については、どういう形でいくのかというところで、もし今の現時点で、対応状況等があれば教えていただきたいというのが一つ目のところでございます。

次に、9ページのところで、今、喫緊の取組について御説明いただいたところでございますけれども、9月末が締切ということで、今後の進め方のところにも書いてはいただいています、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況があって動きにくいところもあるかと思えますけれども、どのように進んでいるのか教えていただきたく思います。

もう1点が、1のところで、対象者で判定の結果、免除とならなかった方が110人いらっしゃるということは、この方は、これまでは免除でお支払いしなくてもいいところが、これからは返還していかなければならないということなので、この方々の反応であったり、今後、これが滞納にならないようにしていかなければいけないかと思うんですけれども、対応状況について、御説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○事務局（伊藤課長）

今、御質問いただいた点につきまして、順次、御説明を申し上げたいと思います。

まず、4ページの未収入の状況の変化についてでございますけれども、今、御指摘いただきましたとおり、平成24年、25年につきまして、今回こちらは0件になりました。前回は3件となっていました、そのうち2件が特別猶予の対象で、1件が滞納で、分納中という方なので、この分については、特別猶予分が猶予に移行し、そして、分納の分が収入に移行したということになっております。

そして、この方お一人、平成24年から26年分を分納するというようになっておりまして、少しずつ納付を進めていただいて、3月末の時点で1件、1万4,000円を残すというような状況でございます。

分納の誓約の期間が、この9月末で解消を目指すというような計画になっておりますので、9月末に向けてきちんと納付をしていただいて、次の10月からの新しい返還年度の段

階では、0人になるというところを目指して、現在、取り組んでいるところでございます。

そして次に、9ページの未申請の状況について、こちらは実際、借受者の担当をしております事業推進担当課長から御説明を申し上げます。

○事務局（森課長）

事業推進担当課長の森と申します。座って説明させていただきます。

今、質問がありました現在の状況についてですけれども、3月末時点で51人と挙がっていきまして、今日現在、接触中が21人で、依然として所在が不明という方が一人、合計で22人まで解消してきております。

接触中の方に関してですが、手続を拒否をされているとかそういうものではなく、傷病をお持ちの方で、このコロナ禍の中でちょっと区役所に行くのが怖いというような方がいらっしゃるのと、分かっているけどなかなか書類を取りに行っていないというような方が大半ですので、時期的にいつまでにしなければならないということは分かったうえで、何とかしないといけないと思っているけどなかなか対応ができてないというような方が大半です。

また、先ほど申しましたように、連絡対象者の方などもいらっしゃらない方で、御本人様お一人の方なんですけれども、住民票が動かず、そこには既に別の方が住んでおられるということで、こちらも大変苦慮をしているというような状況になります。

続きまして、判定の結果、免除とならなかった110人の方たちの反応ですけれども、毎回、非免除となる方がだんだん増えてきておりまして、非免除になる理由というのが、収入の増加によるものとなっています。本意ではないというのはどこまでいってもありますけれども、今、それを理由に、払わないとか、払う必要がないとおっしゃる方はいらっしゃらず、既に返還が始まっておりますので、月賦の方でしたら、12分割して毎月お支払いをいただいていますから、今、払わないと、明確に意思を示される方はいらっしゃいませんので、安心はしております。

○宮川委員長

ありがとうございました。

ほかにございますか。

○玉置委員

今の質問と回答に、若干関係するかもしれませんが、もう一度、確認させていただきます。

まず、9ページの現在、諸手続を進めていらっしゃる中で、非免除になる方が増加傾向にありますということですが、これは社会的に、収入が安定してこられる方が少しずつ増えてみえたということではあると思いますけれども、納付拒否もなく、これは本当にあり

がたいことだと感謝していますが、実は今、社会的に新型コロナウイルスの関係で、職を失われたり、収入が非常に下がってきた、そういう状況の方もたくさん社会の中には出てみえます。この方々が返還をしていただくに当たって、安定して納付していただける間はいいいんですけれども、万一、このような状況で影響を受けていらっしゃるとした場合の対応と、これまで制度の見直しが何回かあるんですが、今後の見直しのときに、支払が難しくなるといったような方がいらっしゃる場合に、どんな仕組みで、免除なり、猶予なり、何らかの手続きができるのか、その辺りを少し教えていただけますか。

○（事務局）伊藤課長

非免除の方が 110 人に増え、また引き続き、継続的に納付をされている方もいらっやって、3月末現在で 300 人弱、冒頭の 1 ページの表で 291 人に返還をいただいているということで御報告を申し上げたところでございます。

収入が増えられて非免除になられるということは、奨学金の本来の目的であった同和地区の子弟の方の進路保障、そういうことを通じて安定的な職に就いていただいて、色々な生活状況の改善につなげていただくという本来の目的が、一定、功を奏してきたということを示す側面が一つあり、非常に喜ばしいことだと考えております。

ただ一方で、私どもも、この奨学金制度については、当時の説明を覆して返還手续をお願いするという経過があり、そういった観点からいたしますと、非免除という形で返還をお願いするということは非常に心苦しいといった両側面ございます。本市といたしましては、この経過を踏まえて、まずは非免除となられた方には、丁寧に真摯に対応して返還をお願いするというスタンスで取り組んでおり、またこれからもそのように取り組んでまいるところでございます。

そういった中で、今回の新型コロナウイルス感染拡大ということで、やはり今、社会的には、就労環境が悪化するという非常に厳しい状況に追い込まれるという方が増えている状況にあるかと思います。

この奨学金返還制度では、現在進行中の令和元年度返還分というのは、令和元年 10 月からスタートで、平成 30 年の 1 年間の所得をもって、令和元年 6 月ごろから免除判定する仕組みになっております。

この奨学金制度の中には、収入減少による返還猶予という制度はございますが、これは、その判定対象の翌年の収入が、前年よりも 3 分の 2 より下に減り、しかも、その減った収入の結果、免除基準を満たすレベルまで下がったという場合に、返還を猶予する制度となります。ただ、今回のこのことに当てはめると、平成 30 年から令和元年、つまり平成 31 年 1 月から令和元年 12 月末の収入が激減をしたという方について、令和 1 返還年度の返還を猶予することになりますけれども、今回の新型コロナウイルスは、令和 2 年 1 月以降に広がりを見せたということで、影響は令和 2 年の収入に出るということになっております。そういたしますと、この令和 2 年 10 月から、令和 2 返還年度分が、次の返還年度として始

まる訳ですが、こちらは、令和元年から2年にかけての収入減少が見られた場合には、この条件を満たせば猶予の制度を適用できるということになってまいります。

その場合、令和2年10月から令和元年分所得を基に、令和2年の返還について免除の可否を判定し、非免除となった方でも、令和2年中の収入が激減されたということであれば、令和3年6月に、令和2年分の収入の証明が出るのを待って、令和2返還年度分について、返還猶予の可否を判定するということになります。

まず、今、ある制度を適用できるのは、そういう令和2年10月以降の分ということで、今現在進行中の令和1返還年度分につきましては、新型コロナウイルスにより収入が減少した方については、この猶予の制度は使うことはできないことになります。いわば2年越しの収入比較ということになってまいりますので、制度的になかなか難しいというところがございます。

また、今現在返還中で収入が減って、どうしても返還できないというようなお声は、こちらにまだ届いてはおりませんが、仮にそれが9月末の納付期限の段階で払えないとなった場合には、10月になると滞納状態になってしまいますので、そのときには、一つは履行期限の延長という形で、年間の返還額を半分に抑えながら、これは返還が先送りにはなってしまうんですけれども、そのような制度もございますし、もう一つは、滞納となった場合には、分割払いの誓約、分納誓約をしていただいて、無理のない範囲で少しずつ返還していただくこともできます。もしも、その令和2年の収入が減っておれば、令和2年10月以降の分は、猶予の対象になる可能性がありますので、それは、令和2年返還分は先に送りながら、令和元年分の滞納になってしまったものは分割して返還していただくというような対応になってくると考えておまして、令和1返還年度分が、今回の収入減に制度的に対応しきれないというところは、心苦しいところございますけれども、使える制度をできるだけ使って、御負担が、最小限となるようにし、また、分納誓約をしていただいて、それを遵守していただいている場合は延滞利子を徴収しないこととなりますので、そういう形での計画的な納付ということもお願いをしていきたいと考えているところでございます。

実際に現場で聞かれる声などは、推進担当から、少し御説明申し上げたいと思います。

○事務局（森課長）

今の新型コロナウイルスに関する話ですけれども、特に大勢の方から、これで収入が減って困っているという直接の声は聞いておりません。1件、観光関係に携わっておられる返還中の方で、今、海外からの観光客の方が激減というか、ほぼ入って来られない状態になっているため、収入が減って、今まで連絡対象者がきっちり返還をいただいていたが、ほとんど収入がない状態になり、今は返還が苦しいということで、履行期限の延長制度を申請していただいて、それを適用するケースが今、出てきております。それ以外は特に、今のところは聞いておりません。

○玉置委員

分かりました。

○宮川委員長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

○松尾委員

一つ質問がありますけれども、連絡対象者がおられる方に関しては、分納誓約や履行期限の延長などで、手続を進められるかと思えますけれども、どこにおられるかわからない、あるいはその世帯所得状況が把握しづらい方、今、22人でしたね、9月末までに何とか連絡を取るということで、皆さん今、頑張っておられることと思えますけれども、9月末までにそういったお話ができない、あるいはその状況が把握できないという方が、もし期限を越えた後に連絡が取れた場合は、申請期限の延長のような措置というのは可能でしょうか。それとも難しいので、何とか9月末までにやっていかざるを得ないという状況なのでしょうか。

税金の場合だと、割りとその申告期限を延長したりされているので、こういう場合もできたらと思えますけれども、その辺りのところ私も分からないので、教えていただけたらと思います。

○事務局（森課長）

現場レベルで言いますと、その22人のうちの一人は所在不明だということを先ほど申し上げましたが、残りの21人の方に関しましては、状況についてはほぼ把握をしております。ただ、どうしても住民票を取っていただいたり、それから課税証明を取っていただいたりに時間が掛かっており、それが京都市内の場合ですと、区役所まで一緒に行って手続をしましょうという話ができますが、他府県に住んでおられると、どうしても難しくなり、例えば関東地方は、課税証明を御本人さんでないと取得できない、あるいは郵送請求しても、御家族に送っていただけないというような規定をされているところも多く、本人さんにとっていただくしかないような状況のところとか、そういったところが、最後までいつも残ってしまいます。そういう方も含めて、この21人の方については、基本的にはほぼ免除になるということまでは、把握はできており、あとは書類を取っていただくだけで、取っていただくために動いていただかなければならないという状況になっております。基本的には9月末までに、ほぼ解消はできるだろうと思っております。

○松尾委員

なるほど。書類だけであれば、あまり問題にならないですね。

○事務局（伊藤課長）

まず、免除の申請期限の延長が可能かどうかという点で言いますと、国制度を使った京都市地域改善対策奨学金貸与規則と市の制度である京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱に、それぞれ返還についての規程が、第 11 条にございまして、この返還債務自体は、借受者が学校を卒業されたり、要は返還をするような段階に至ったときに、「その返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して 6 月経過後、20 年を超えない範囲で月賦、半年賦又は年賦の均等払いにより返還しなければならない。」という規程でございまして、これに基づいて、3 月卒業の 6 箇月後なので 10 月始まりという返還期間になっております。そして、貸与した奨学金を 20 分割いたしまして、年賦を基本に御返還いただくということになっています。

そして、免除の申請期限ですが、先ほどの規則が国の補助金とひも付いており、補助金も同じ制度になっていることから、納期が来るまでに免除の可否を判定する必要もあるため期限を延長するということは、国の補助金との兼ね合いもあって、少し難しい側面があると考えております。

○松尾委員

大変現場の方は御苦労なさるかもしれませんが、今後とも、まだ連絡つかない方に関しましては、頑張ってください。ありがとうございます。

○事務局（伊藤課長）

所在不明の方については、今、ちょっと八方塞がりのところをございまして、住民票が動いてくれないところがあり、このまま所在不明の状態が続きましたら、その所在が判明した段階で、この間の御事情などを聞いて、そのときに使える制度はないかというのを検討していくということになろうかと思います。そして、これがまた 3 年以上となったときには、所在不明による免除の対象ということになってまいりますので、すぐさま所在が判明したから、その時点で、溜まっている分を全て御返還くださいというようなことにはなりません。まず、所在を全力で探したうえで、判明した折には御事情を伺いながら、使える制度を考えていくというような形になろうと思っております。

○松尾委員

ありがとうございました。

○宮川委員長

引き続き、御質問等ある委員の先生はおられますか。特にございませんか。ありがとう

ございます。

それでは、報告事項については以上で終了させていただきます。

本日、議題は以上となりますが、折角の機会ですので、その他のこと、全体を通しまして何かお気付きの点等ございましたら、よろしくお願いいたします。委員の先生方、何かございますか。

特になければ、最後に、事務局のほうから、報告や連絡事項等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

どうもありがとうございました。

本日、御報告させていただきましたけれども、元年度は、返還免除申請の5年ごとの一つの大きな山でしたが、905人の手続対象者の皆様の御理解と御協力もいただきまして、かなりスムーズに進んだと思っております。

御指摘ございましたように、残る21人の方は、コンタクトは取れているところもございますので、寄り添いながら、何とか最後の着地点までは持っていきたいと思っています。

また、返還に関して、新型コロナウイルスの関係で、今後、影響が出てくる可能性もあるかもしれませんが、今ある制度を活用しながら、またどうしても立ち行かないような影響が出るようなことになりましたら、また色々委員の皆様方にも御相談することになるかもしれませんが、何とか進めていきたいと思っています。

それでは、今回の議事録につきましては、また案を作成して、宮川委員長に御確認いただいて公表していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次回の委員会の日程でございますけれども、特に緊急の案件等がございましたら、本年の末、12月頃を目途に開催して、取組状況などを報告させていただく予定でございます。この状況でございますので、またオンライン開催なども含めまして、色々御相談をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

○宮川委員長　ありがとうございました。

それでは、第23回の委員会をこれにて終了します。ありがとうございました。

（終了）